

日本脳神経外傷学会多施設臨床研究支援について

日本脳神経外傷学会多施設臨床研究支援に関する規則

第 1 条 日本脳神経外傷学会は本会ならびに本会会員が実施する臨床研究に対する評価および支援を行い、その研究成果をガイドラインに反映させ臨床診療に還元するとともに国内外に発信することを目的として、学術委員会内にて日本脳神経外傷学会多施設臨床研究支援を行う。

第 2 条 学術委員会は日本脳神経外傷学会および本会会員が実施する多施設臨床研究に関して、以下の事項を行う。(活動内容)

- 1) 本会の支援する多施設臨床研究として適当であるかを評価・審議する。委員会は構成員の過半数の出席をもって成立し、審議事項の可否は出席者の 2/3 以上をもって議決する。委員長の判断にてメールによる審議も可能とする。期限内に全委員の回答をもって成立し、審議事項の可否は回答の 2/3 以上をもって議決する。
- 2) 本会による支援が議決された研究に関するプロトコール作成補助、ブラッシュアップ、研究協力施設の募集、研究資金獲得を支援する。
- 3) 本会による支援が議決された研究に関するデータ公表を行う。

第 3 条 本会による多施設臨床研究支援に関して具体的な活動・支援事項を次に定める。(支援事項)

本会の支援する研究として適当であるかを評価・審議する。支援内容は、多施設臨床研究としてのプロトコール作成補助、ブラッシュアップを行う。その後、申請者が最終案を作成し本会の倫理委員会に審議を依頼する。研究協力施設の募集と公表のためのセッションを学術集会に設ける。日本脳神経外傷学会として競争的研究資金獲得の支援を行う。

支援のために以下の条件を必要とする。

1. 申請者が倫理委員会に関する事項に責任を持つ
2. 日本語プロトコールがある。
3. 申請者の立場が明確である(研究者、ナショナルコーディネーターであることなど)
4. データ管理の責任者が明確である。

第4条 研究成果の帰属を次に定める。(研究成果の帰属)
発案、データの集積・解析を実施した個人および施設に帰属する。

第5条

学術委員会委員は臨床研究の推進を前提に利益相反指針を遵守し、中立性と透明性を担保する。審議内容に疑義が生じた場合には、本理事会により審議し、理事会は必要に応じてその内容を公開する。